

第●条（固定残業手当）

- 1 当法人は、職員に対し、固定残業手当の全額を、第●条の時間外手当、第●条の休日手当、第●条の深夜勤務手当の支払に代えて支給する。
- 2 固定残業代手当の金額は、当法人と職員との間で、雇用契約書において個別に合意して決定する。
- 3 固定残業代手当を時間外手当、休日手当、深夜勤務手当に充当した職員について、固定残業代手当の額を超えて時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金が発生した場合には、当法人は職員に対し差額を別途支給する。